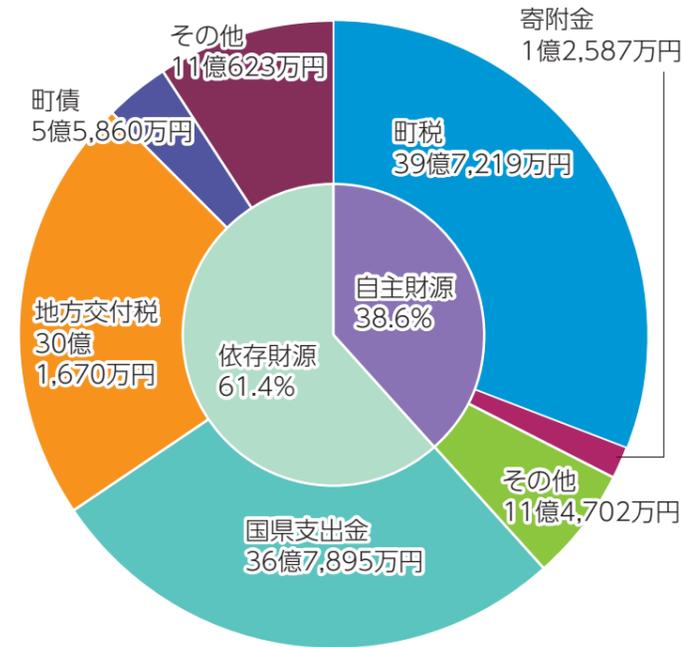


令和4年度 決算報告

皆様が納めた税金や国・県からの補助金がどのように使われたのかを知っていただくため、町の歳入・歳出における決算状況をお知らせします。
また、併せて令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率についてお知らせします。

一般会計

歳入 136億556万円



自主財源

町が自主的に調達したお金。町税をはじめ、繰越金や繰入金、使用料、手数料、寄附金など

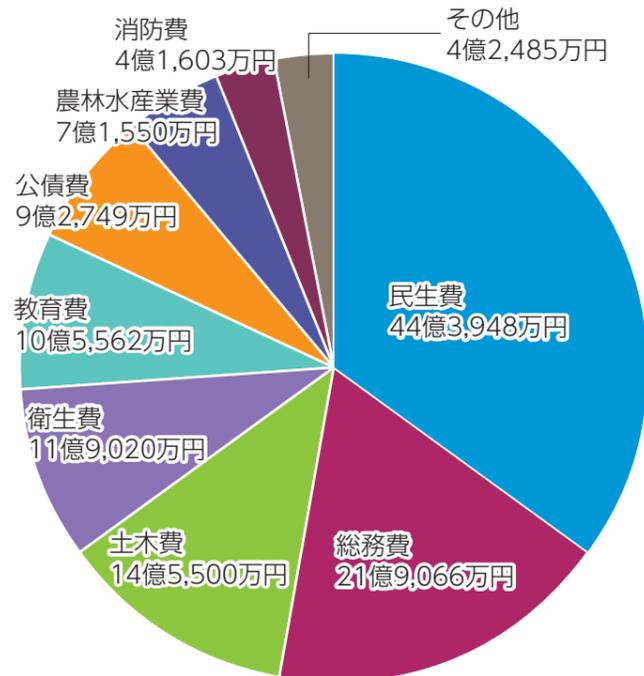
- 町税… 皆様が納めた税金
- 寄附金… ふるさと納税などの寄附のお金
- その他… 施設の使用料、諸証明書発行に対する手数料、昨年度から繰り越したお金など

依存財源

国や県からのお金。地方交付税や各種交付金、国県支出金や町債など

- 国県支出金… 特定の事業や事務に対して国や県から補助されるお金
- 地方交付税… 他市町村との財源の均衡を保つために国から配分されるお金
- 町債… 町が借り入れるお金
- その他… 地方消費税交付金や各種交付金

歳出 128億1,483万円



目的別

- 民生費… 子育て支援や社会福祉に関する経費
- 総務費… 人事・財政などの事務事業に関する経費
- 土木費… 道路・住宅の整備などに関する経費
- 衛生費… 医療・保健・ごみ対策などに関する経費
- 教育費… 教育・文化・スポーツの充実などに関する経費
- 公債費… 町が借りたお金の返済に関する経費
- 農林水産業費… 農業・林業・漁業に関する経費
- 消防費… 消防や救急救命に関する経費
- その他… 町議会の運営、商工業などに関する経費

歳入歳出差引額7億9,073万円のうち、4億7,073万円は令和5年度に行う事業に使用し、3億2,000万円は将来に備えて基金（町の預貯金）に積み立てました。

令和4年度歳出（一般会計）を町民一人当たりの支出に換算すると

424,853円 (前年度比▲40,834円)

※令和5年4月1日現在の人口（30,163人）を基に換算しました。

目的別	金額
民生費	147,183円
総務費	72,628円
土木費	48,238円
衛生費	39,459円
教育費	34,997円
公債費	30,749円
農林水産業費	23,721円
消防費	13,793円
その他	14,085円

令和4年度は、令和3年度と比べ、町民一人当たりの支出は約4万円減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策として行われた事業が完了したことや、新しい給食共同調理場の完成に伴う建設工事費の減によるものです。
目的別では、子育てや、社会福祉に関する経費（民生費）が最も多くなっています。
今後も、少子高齢化などの影響により一人当たりの支出が増える見込みであることから、引き続き適正な予算の執行に努めます。



特別会計及び企業会計

区分	会計	歳入（収入）	歳出（支出）	差引額	
特別会計	国民健康保険特別会計	37億6,750万円	37億4,173万円	2,577万円	
	後期高齢者医療保険特別会計	4億4,756万円	4億4,672万円	84万円	
	介護保険特別会計	36億4,638万円	34億1,430万円	2億3,208万円	
企業会計	農業集落排水事業会計	収益的収支	3億3,747万円	3億2,246万円	1,501万円
		資本的収支	6,098万円	1億1,369万円	▲5,271万円
	公共下水道事業会計	収益的収支	6億5,136万円	6億3,840万円	1,296万円
		資本的収支	2億7,174万円	4億1,989万円	▲1億4,815万円
	水道事業会計	収益的収支	7億8,809万円	7億555万円	8,254万円
資本的収支		3億4,117万円	6億2,175万円	▲2億8,058万円	
工業用水道事業会計		231万円	212万円	19万円	

※農業集落排水事業会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計の不足分については、損益勘定留保資金（減価償却費など現金を伴わない支出）などで補てんを行っています。

健全化判断比率及び資金不足比率

	茨城町 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	-	13.74	20.00
連結実質赤字比率	-	18.74	30.00
実質公債費比率	5.9	25.00	35.00
将来負担比率	8.1	350.00	-
資金不足比率	-	20.00	-

健全化判断比率とは、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や、再生の必要性を判断するためのものです。実質公債費比率とは、標準的な歳入に対する公債費（町が借りたお金の返済）の割合を示し、将来負担比率については、標準的な歳入に対する将来負担すべき負債の割合を表しています。茨城町は全ての項目について、早期健全化基準及び財政再生基準に達していないため、財政状況が健全な団体となります。